

第12期新宿区環境審議会 (第1回)

平成30年7月31日(火)

新宿区環境清掃部環境対策課

第12期新宿区環境審議会（第1回）

平成30年7月31日（火）

本庁舎6階第3委員会室

1 委嘱

2 会長、副会長の選任

3 議題

- (1) 環境審議会について
- (2) 第三次環境基本計画について
- (3) 西新宿三丁目西地区整備計画（案）の概要について
- (4) その他

配付資料

資料1 新宿区環境審議会について

資料2 西新宿三丁目西地区整備計画（案）の概要について

○審議会委員

出席（16名）

会 長	丸 田 頼 一	副 会 長	野 村 恭 子
委 員	安 田 八 十 五	委 員	崎 田 裕 子
委 員	勝 田 正 文	委 員	坂 本 聰
委 員	林 直 樹	委 員	原 田 由 美 子
委 員	福 井 榮 子	委 員	本 田 彰 男
委 員	大 島 弥 一	委 員	中 人 浩 一（代理：吉原）
委 員	中 臺 浩 正	委 員	小 畑 俊 満
委 員	桑 島 裕 武	委 員	野 田 勉

欠席（なし）

◎開会

○環境対策課長 おはようございます。定刻となりましたので、第12期新宿区環境審議会第1回を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席ありがとうございます。私は、事務局を務めます環境対策課長の組澤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

公募区民の皆様におかれましては、環境審議会委員にご応募いただきましてありがとうございます。また、学識経験者、事業者代表の委員の皆様につきましては、委員をお引き受けいただき、ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

◎委嘱

○環境対策課長 さて、本審議会は区長の附属機関となりますので、委嘱状を交付させていただきますが、本日は机上配付とさせていただきます。後ほどご確認ください。よろしく願いいたします。

なお、委嘱期間につきましては、第11期環境審議会委員の委嘱期間が終了した日から2年間となりますので、委嘱状の発行日は平成30年7月15日となっております。本日の日付とは異なりますので、ご了承ください。

◎区長あいさつ

○環境対策課長 それでは、早速ではございますが、吉住区長より皆様に一言、ご挨拶を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○区長 おはようございます。紹介いただきました新宿区長の吉住健一でございます。

このたびは、新宿区環境審議会の委員にご就任をいただきまして、まことにありがとうございます。

新宿区環境審議会は、環境基本計画に関することや、環境の保全に関する基本的事項を調査、審議していただくために設置をしています。委員の皆様、これから2年間、どうかよろしく願いいたします。

新宿区では、ことしの2月に、平成30年度から10年間を計画期間とした新宿区第三次環

境基本計画を策定いたしました。本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を兼ねるものとなっておりますが、地球温暖化対策やヒートアイランド対策だけではなく、ごみの減量や資源化の推進、区内の緑化、環境学習の推進など、環境に関する区の総括的な計画となっております。また、目指すべき環境都市像を地域資源を生かし、区民、事業者、区が一体となってつくる持続可能な環境都市・新宿としております。

委員の皆様には、持続可能な環境都市・新宿の実現に向けて、区民、学識経験者、事業者、それぞれの視点やお立場から、ご意見やお知恵をお出しいただくとともに、第三次環境基本計画の着実な推進にご協力いただきますよう、今後ともよろしくお願い申し上げます。

大変暑い中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

○環境対策課長 ありがとうございます。

◎自己紹介

○環境対策課長 続きまして、新任の委員の皆様もいらっしゃいますので、所属とお名前を自己紹介、お願いいたします。

なお、発言の際には、前にマイクがございますので、こちらを使用していただきたいと思っております。お話しするときは4番のボタンを押していただきます。マイクのもとのところが赤く点灯しましたらお話しください。終わりましたら、5番を押しますと終了ということになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、丸田委員から順に一言、お名前と所属をお願いいたします。

○丸田委員 千葉大学名誉教授の丸田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○安田委員 2番目の「安田八十五」と書いてあるのですが、「安田」は皆さん、読めるので、「八十五」というのは、8月15日生まれで「やそい」と読みますので、この際、覚えていただければと。それで、新宿区はもう、かなり20年ぐらいつき合っているのですが、ここに書いてありますリサイクル清掃審議会の会長は数年前から仰せつかっておりますが、環境審議会も大分前から仰せつかっています。新宿区に関しては、私かなりつき合いが長いほうじゃないかと思いますが、余り貢献してないところがちょっと恥ずかしいのですが、ぜひ今年度は、今回は貢献して頑張りたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○環境対策課長 崎田委員、お願いします。

- 崎田委員** すみません。ジャーナリスト、環境カウンセラーの崎田裕子と申します。よろしくお願ひいたします。現場型で、普及啓発などやらせていただいております。よろしくお願ひいたします。
- 勝田委員** 早稲田大学理工学術院の勝田と申します。勝田正文でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 野村委員** P w C あらた有限責任監査法人の野村恭子と申します。よろしくお願ひいたします。
- 大島委員** 東京都トラック協会新宿支部の今、支部長を仰せつかっております大島弥一と申します。立場的には、トラック業界ということなのですけれども、私も会社に戻ればというか、家に帰れば新宿で生まれ育った一区民であり、今日いらっしゃいます田中環境計画係長は高校の同級生、区長は後輩に当たりますので、よろしくお願ひいたします。
- 中人委員（代理：吉原）** お疲れさまでございます。12番の東京電力パワーグリッド株式会社、本日、大変申し訳ございませんけれども、山本の後任ということで中人が着任しておりますけれども、所用がございまして代理で吉原が出席させていただきます。今後、よろしくお願ひいたします。
- 中基委員** 東京商工会議所の中基と申します。ちょっと前回、そんなに協力できなかったのですけれども、今回また新たにやりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
- 小畑委員** 東京ガスの小畑と申します。前期に引き続き、よろしくお願ひいたします。
- 桑島委員** 戸山三丁目南町会の桑島と申します。前期から引き続いてやっております。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 坂本委員** 私、新任の中井及び上落合三丁目から来ました坂本聰です。今、新宿区のエコリーダーと、及びエコライフ推進員で活動しております。ぜひ、またこの委員会で活動させていただきたいと思っています。専門は土木のほうです。よろしくお願ひいたします。
- 林委員** 公募区民の私は林直樹と申しますので、どうぞよろしくお願ひいたします。今、区長もおっしゃったように、新宿区の第三次環境基本計画というものについて勉強したいと思ひまして、全くの公募ということで、区民の形ですね、公募させていただいて、今回こういう形で、おかげさまで選任していただけたので、一生懸命勉強してお役に立ちたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
- 原田委員** こんにちは。百人町三丁目に住んでおります原田由美子と申します。新宿に住んでもう35年以上たちました。それで、もう新宿がとても好きですね。それで、子供ももう

新宿っ子ですので、その子供たちの何か将来の新宿のことがとても心配なんです。それで、親子でエコ隊にも入っております。前期からまた再任していただきましたので、一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○**福井委員** 箆笥区域からやってきました福井と申します。前回から再任で選んでいただいたのですが、環境基本計画の策定の際に、でき上がったときに偉そうに、これをいかに区民に広めるかが問題だった、職員の方たちに投げちゃったので、ちょっとこれ言いつ放しじゃ悪いかと、何かここに参加して、区民の立場としてできることがあればと思い、もうやめようかなと思いながら、再度、挑戦させていただきました。よろしくお願いいたします。

○**本田委員** 今回、公募区民、公募の委員としまして、新任の本田と申します。現在、フリーのカメラマンとしてまだ現役で頑張っております。これからは一ジャーナリストとして、また区民目線で、丸田先生、また各委員の先生方にご指導を賜りながら、環境問題に取り組んでいきたいと、そのように思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○**野田委員** 環境清掃部長の野田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**環境対策課長** 委員の皆様、ありがとうございました。これから2年間、よろしくお願いいたします。

吉住区長は次の公務がございますので、これにて退席をさせていただきます。

○**区長** すみません、引き続きよろしくお願いいたします。

(区長退席)

◎会長・副会長の選任

○**環境対策課長** 続きまして、本日は第1回となりますので、第12期の会長と副会長を選出させていただきます。

審議会規則3条では、委員の互選によるとなっておりますが、どなたかご推薦いただけないでしょうか。

崎田委員。

○**崎田委員** ここ、長く丸田先生に委員長を務めていただきまして、副委員長は野村先生にやっていたので、やはりこの地域のこと、大変ご理解いただいている先生方ですので、お願いできたら大変うれしいなというふうに思っております。皆様、どうぞご検討いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○環境対策課長 ただいま崎田委員から、会長に丸田委員、副会長に野村委員ということで、ご推薦いただきましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○環境対策課長 皆さん、ご推薦、ご承認いただいたことで、それでは会長を丸田委員に、副会長を野村委員にお引き受けいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、会長を丸田委員、副会長を野村委員にお願いいたします。

これから2年間、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、丸田会長と野村副会長には、会長席、副会長席にご移動をお願いいたします。

(丸田委員、会長席・野村委員、副会長席に着席)

○環境対策課長 ここからは、進行を丸田会長をお願いいたします。

それでは、丸田会長、よろしく願いいたします。

◎事務局説明

○会長 では、ただいまから第12期新宿区環境審議会（第1回）を開催いたします。

本日の出席状況について、事務局からご報告、お願いいたします。

○環境対策課長 本日のご欠席はいらっしゃいません。16名中16名、全員の出席になっており、新宿区環境審議会規則により、開会条件を満たしておりますと、ご報告いたします。

○会長 わかりました。

続きまして、本日の配付資料などについて事務局からお願いいたします。

○環境対策課長 本日の配付資料についてご説明いたします。ここからは座って説明をさせていただきます。

配付資料、お手元の次第をごらんください。

こちらのほう、次第の下のほうに本日の配付資料について記載されております。配付資料は、資料1、新宿区環境審議会について、委員名簿、資料2、西新宿三丁目西地区整備計画（案）の概要について、また今期から新たに就任された委員の方へのみ、第三次環境基本計画本編及び第三次環境基本計画概要版を机上配付しています。後ほど概要版を使ってご説明をさせていただきますが、他に今日お持ちでない委員がいらっしゃいましたらお知らせください。

よろしいですか。今日概要版のほう、お持ちいただけなかった委員については、配付しま

すので手を挙げてください。よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

次に、新たに就任された委員の皆様へのご案内となりますが、机の上に置いてある黒い資料ボックスですね。これは環境白書や環境保全のしおりなど、区の環境に係る冊子等を入れてあります。これらについては、事務局でボックスごとお預かりしますので、資料等の保管にお使いくください。

事務局からは以上であります。

○会長 どうもありがとうございました。

◎自己紹介

○会長 それでは、本日、初めてお会いする方もいらっしゃると思いますので、自己紹介を兼ねて、先ほどはすごく何というか、儀礼的な肩書だけだったですけども、内容を含めてご挨拶いただければと思います。

では、私のほうから簡単にご挨拶させていただきたいと思います。

私は、新宿とのつき合いというのは学生時代からでして、もう10年も前にさかのぼりますけれども、私の専門が都市計画とか緑地計画なんですね。それで、その場所として、実測のときに新宿御苑を使わせていただきまして、新宿御苑がその周辺市街地にどのように空気、気温だとか、今よくヒートアイランドと言われてはいますが、まだそんな話もないときに、ヒートアイランド現象、どの程度あるのかなど。それから、緑の効果というのはどの程度なのかなという事で、日本で初めてというぐらいに調査いたしました。当時、それこそ環境省じゃなくて、あそこに当時の建設省の出先みたいなものがありまして、そこから鍵借りて、今の大きな門、あそこの鍵を1人で借りて出入りしたと。要するに、四六時中測んなきゃいけないというようなことから、そういうようなところに行って気温などを調査いたしました。

それから、あといろいろかかわり合いは、都市計画の面で一番長かったと思いますけれども、引き続いてその後、環境審議会というようなことで、お手伝いさせていくような機会が出てきたわけでございます。

どうぞ皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、野村副会長からもお願いいたします。

○副会長 副会長を務めさせていただくことになりましたPwCあらた有限責任監査法人の野

村と申します。改めまして、よろしくお願いいいたします。

新宿区の環境審議会は、長く務めさせていただいております、記憶に残るところでは、2011年の震災後に地球温暖化対策指針をつくるという時期を新宿区は迎えていまして、そのときに皆さんとご議論させていただいた計画、その内容も含めてのこの前できました環境基本計画、新たな改定というところも盛り込まれるなど、長きにわたって新宿区の環境のあるべき姿というのを、皆さんとご議論させていただく機会をいただいております。

実際、私は環境の専門家というか、コンサルタントというのを目指して、大学卒業後からずっとこういう分野のほうをやりたくて、丸田先生のほうは学者のアカデミーの立場からということで、私のほうはまちづくり、それから企業や市民のライフスタイルというものを、どう新たに改定していくのかという、解決のソリューションというものを見つけていくというようなコンサルタントをやっております。

今はどちらかといいますと、海外に日本のすぐれた環境、ここでの議論になっているようなテーマを、もっと求めている海外という——新興国とかありますので、そこへの提案をする取り組みを、ここ5年ぐらいやっておりますが、最近の動きとしては日本のやはり環境への取り組み、それから市民の3Rですとか、それからそういったマナーのよさとか、企業の取り組みということを非常に評価されていますので、日本の企業や市民の活動に感化されているNPOとかというのが、海外で生まれているというのも実感しております。

この審議会の期間、ちょうど明けるころには、オリンピックが開催される時期ですので、ここでの話題も、そういった世界から見本となる新宿、関心の高い新宿というのが話題になって、皆さんで議論するかと思いますので、さまざまな議論のテーマを区民の方、企業の方と共有し、またそのいいところは海外にも共有できるような取り組みに、ご議論を含めてさせていただければと思っております。

長くなりました。よろしくお願いいいたします。

○会長 では、委員の皆様からも、改めて一言ずつ頂戴したいと思います。

では、恐縮でございますけれども、安田委員からお願いいたします。その後、崎田委員、勝田委員の順序でよろしくお願いいいたします。

○安田委員 先ほどもご紹介させていただきましたが、安田、安い田んぼで安田、「八十五」って書いて「やそい」といいます。

それで、私、大学は理工科系の大学を出まして、工学分野、環境工学の分野で博士号を取ったのですが、生まれ育ちが横浜だったものですから、横浜で環境問題とか都市問題にか

なり深くつながりを持って、主として筑波大学に勤務していましたので、新構想大学、筑波大学で新しいチャレンジをやろうということで、いろいろ試みをやってきました。

新宿区に関しても、先ほど申し上げましたように大分、ちょっと厳密に計算してないですけども、20年前ぐらいからおつき合いさせていただいていると思いますが、新しい都心部、東京の新しい都心部として、新宿区の環境とのあり方が非常に重要なんじゃないかというふうに考えておまして、ぜひ私自身も勉強しながら新宿への政策提言をやりたいと思っています。

以上でございます。ありがとうございます。

○**崎田委員** どうも崎田裕子です。よろしくお願ひします。

私自身は長く雑誌編集者を勤めていたのですけれども、フリーになりましてから、フリージャーナリストとして事務所と自宅を持ったのが、この新宿区だったという、長年のこのまちの区民としても暮らしております。

それで、そういう中で、やはり環境分野というのは実践行動が大事だというふう感じまして、そういう輪を広げてきましたけれども、環境省に登録した環境カウンセラーとして、そういう活動もしております。

最初に、全国で連携、協働で市民参加の環境まちづくりをする、そういうような団体を応援するようなNGOを運営していたのですけれども、今も運営していますが、やはり自分の足元でもきちんとそういう活動をしたと思ったころに、いろんな出会いがありまして、20年ほど前からこの新宿の地域でも区民の方、区民団体の方、企業の方、行政の皆さんと連携しながらネットワークを続けてきました。

そこが今、NPOになりまして、ちょうど新宿区の環境学習情報センターの指定管理者として手を挙げさせていただいて、そこの今、運営もやらせていただいていますので、ぜひ皆さん、またそこで何かのときに顔を出して、意見交換など積極的にしていただければ、ありがたいというふうに思っております。

私自身は、こういう現場の経験を持ちながら、政策にきちんとそういう視点を入れるということを大事にしながらやらせていただいております、今、中央環境審議会で環境基本計画とか、経済産業省のほうではエネルギー基本計画とか、ああいうところをきちんと地域が納得するような、そういう形を心がけながら一緒に参加をさせていただいております。

今、最近はちょっとオリンピック・パラリンピックの環境対策ということに、少しかかわりを持って委員会などをやっているのですけれども、ここはいわゆる新国立競技場ですか

ね、あれもある地域として、みんなでいろんな、どういうふうに自分たち自身も盛り上げていけるか、環境を考えて盛り上げていけるか、そんなことを一緒にやっていければ、この時期いいなというふうに思っておりますので、またよろしく願いいたします。

○**勝田委員** 早稲田大学の勝田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私も、この環境審議会につきましては、もう随分長くやらせていただいているというふうに感じておりますけれども、余力がないものですから、余り大したことはできなくて、大変申しわけないと思っております。先ほどの皆さん方の発言に準じますけれども、やはりオリンピックの年ということもあって、ぜひこの期につきましては、十分仕事をさせていただければというふうに考えております。

私、早稲田大学の理工学術院の教員をやっておりますけれども、学生のころ、18のころからずっと新大久保のところの学舎におりましたものですから、もう何と50年間ずっと新宿とつき合いをしております。実を言いますと、専門のほうは、どちらかというところとエネルギーの関係でございまして、新エネ、あるいは今、夏でございまして、こういうエアコン、ヒートポンプ関係の仕事をしております。特にその中の省エネルギーの絡みで、熱交換器のところを詳しく実験、あるいは理論を通して検討しているものでございまして、ですのでどちらかというところと公的な仕事のほうは、経済産業省、高圧ガスですとか、あるいはNEDOの関係のいろんなプロジェクトの審査、あるいはその成果に関する評価等々をやらせていただいております。

省エネルギーというのは、本当に大切なことだと思っております、またそこにどうやって新しい再生エネルギーを組み込んでいくのか、特に新宿なんかは非常に大変な箇所だと思います。もうでき上がってしまっているものを、どうやって組みかえていくのか。特に都では水素のエネルギーなんかを、これから積極的に使っていこうというようなことを考えておられるようですので、そのあたりのところに力が発揮できればいいなと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○**大島委員** トラック協会新宿支部の大島です。

今、トラック協会新宿支部の会員事業者というのが70社ほどございます。以前、ピークは120社近くあったのですが、やはり事業者が減っていくというのと、やはり移転を今しているところが多いですね。私どももそうなのですが、実際、事務所は新宿区内にありますけれども、車庫がやっぱり区外というか、私の会社では杉並のほうと、今、

横浜のほうで車庫を構えてやっております、実際、新宿区内を走っている事業者も、確かにいるんですけども、私の会社の中でも1日、数回、通るか通らないかぐらいというのが現状です。

ただ、今回の計画にもちょっと入れていただいたのですけれども、今、東京都トラック協会で、グリーン・エコプロジェクトということをやっております。これ何かといいますと、ドライバーに燃費をつけさせて計算させる。人間の意識として、少しでもやっぱり数字を上げようとして、必然的に燃費がよくなる、環境にも優しいということを取り組んでおります。結果的に、東京都が今それに対して、貨物評価制度というのを入れていただいて、1年間の燃費計算をすることによって、今、ミシュランの三ツ星みたいに対抗して、私の会社でもことし二ツ星をいただきました。それが何につながるかというのは、まだまだわからないのですけれども、やはりそういう取り組みをしていくというのが、大事なかなというふうに思っております。

ちょっと、またこれ別、環境とは別問題になってしまうのですけれども、6月1日に実は東京都トラック協会新宿支部と新宿区さんとで、防災協定を33年ぶりに見直しました。今までの防災協定でも、本当差しさわりはないのですけれども、いざ災害があったとき、あるいは地方で災害があったときに、救援物資を送るといったときに、やっぱり指揮をとれる人間を我々から区に派遣しようということで、ちょっと新たな取り組みを今やっております、何かしらそういうアクションができれば、新宿区さんに対してもいいかなと思ってやっております。一言、宣伝でした。

以上です。

○中人委員（代理：吉原） 本日、代理出席をさせていただいております東京電力パワーグリッドの吉原でございます。代理ということですので、自己紹介は控えさせていただきますけれども、東京電力パワーグリッドという会社は、送電線、これは送電線も架空の送電線ですね、あと地中の送電線、それから高い電圧を低い電圧に下げる変電所、そこから実際に事業者や区民の皆様にご電気を届けていただく配電線ですね、電柱であったり地中化も進めておりますけれども、そういうネットワーク関係を担っている会社でございます。

国のほうは、電力のシステム改革ということで、今後、順次、分社化が進みますけれども、東京電力のエリア、関東圏、先行して分社化を進めているということで、火力発電所を中心とした発電を担っている東京電力フュエル&パワー株式会社、それから小売事業者様、直接区民の皆様等に電気を販売させていただくエネルギーパートナーということで、大きく

基幹会社が3つに分社化されて今、動いているという状況です。

私どものところは、配電線のネットワークですので、公平公正というのがベースになっております。この新宿区のエリアの私どもの会社でいきますと、先ほどから出ておりますオリンピックに向けた新国立を含めた供給信頼度を含め、そうしたもろもろの安定供給に向けたというような取り組み、それから環境関係を含めて配慮しながらのネットワークづくり、そういうことを進めているという状況でございます。

今後ともよろしく願いいたします。

以上でございます。

○中基委員 東京商工会議所の中基と申します。今から20年ぐらい前、実は本部、東京商工会議所の本体で環境活動をしておりまして、事業者向けのセミナーとか、その当時、ISOがはやってましたので、ISO、1社ではとれない、お金がかかるということで、グループで受講して費用を安くして取得しようというようなことを開発して、20社ぐらい実はISOを取ってもらったり、そういう事業をしていました。

その関係なのか、ちょっと今度、ビルの建て替えのほうを10年間ほどやりまして、いかに省エネビルを建てるかというようなことで取り組んできて、この10月に丸の内のほうに新しい社屋が建ち上がることになっています。

新宿支部、4年目ということで、私どもの会員、4,700社おりますので、その事業者向けに新宿区の新たな取り組みがご提供できればと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

○小畑委員 東京ガスの小畑と申します。私は新宿区さんとかかわりといいますか、ちょうど昭和53年ですか、今パークタワーが建っていますところ、そこに昔、ガスタンクがございまして、そこに新宿営業所というのがございまして、そこに当時に配属になりまして、今まで続いているということです。途中、地方へちょっと出ましたけれども、また戻ってきておりまして、それで今の支所ということになっております。

東京ガスですので、このCO₂の削減といいますと、非常にこれまた化石燃料を届けて何ぼの会社なものですから、どうしてもCO₂は、ガスを使っただけであれば出てくるものだというので、その中でも今、企業として、特に新宿区の中でも取り組んで、CO₂の削減に向けて取り組んでいるというところが2点ございまして、1つはご存じのように西新宿地区におきましては、世界で最大級の地域冷暖房設備といいますか、地域冷暖房のエリアがありまして、そこにプラントがございまして、これももう長年、機械、設置しまして、

年数たっておりますので、それを高効率ということで最新のものに2年かけて取りかえまして。やっと今年、全部取りかえ終わりました、その中で今後につきましてはCO₂の削減に貢献できるものというふうに思っております。

あとは家庭用につきましてですけれども、家庭用で一番そのCO₂が出るのが温水関係、まあ湯沸かし器関係でございます。そこで、今、ガス会社も全国を挙げまして、昔の湯沸かし器を、これが効率でいきますと80%ぐらいの効率なのですけれども、これを潜熱回収型と。潜熱と申しますと、排気の中にまだ十分排気の温度が500度ぐらいありますので、それから速熱交換しまして、大体100度以下でいって、その熱を回収すると。それで、効率を98%ぐらい上げると。そうすると、大体これ13%ぐらいのCO₂の削減になるということで、取りかえの際につきましては、これを推奨していると。

また、もう一つはエネファームということで、新宿さんにおかれまして、エネファームの取りかえについて補助金のほうを創設していただいております、このエネファームの普及ということをご心掛けております。このエネファームは、1台入れると1.3トン分のCO₂の削減になるということで、これを全社等を挙げまして普及に取り組んで、これが私どものCO₂削減の結果ということになるかと思っております。

以上でございます。

○桑島委員 桑島といいます。私、現役時代は現場の冷凍技術に取り組んでおりまして、ちょうど昭和48年、49年ごろの第一次オイルショックから第三次オイルショックまで、現場の省エネルギーというようなことに取り組んで、またオゾン層破壊、あるいは地球温暖化ということで、冷凍に使われる冷媒を、大気放出をいかに抑制するかというようなことも取り組んでやってきております。環境全体は大変大きな問題なので、少しでも新宿区に寄与できるように頑張っていければというふうに思っております。

以上でございます。

○坂本委員 私は6番の坂本です。

新宿で生まれ、新宿で育ってもう72年です。私はちょうど戦後の生まれで、全く全てがなくなった新宿の原風景を見て育ちまして、恐らくそのころは復興、今言われている復興、これは都市計画の復興だと思うのですけれども、一通りこういうような環境都市の新宿が実現したのですけれども、今、我々はもう少し復興という言葉というより、都市計画から少し目を環境という、その切り口で考えていきたいということが、私の今の願いでございます。

やっぱり環境都市・新宿を世界に誇れるようなまちにしていきたいと、こんなふうに考えておりました、私は実は国交省の今までの業務を随分携わってきまして、平成9年の環境影響評価書の法律をつくる前のいろいろとそういう環境省及び国交省の技術委員会のほうに、いろいろとグループに入っておりました、それで環境についてはどちらかというとEISといって環境影響評価書を作成する、そういう業務に携わってきました。

新宿区に関するものでいいますと、環境ということではいいますと、1つは御苑の玉川上水の復活、それからあと妙正寺川の調整池、これ哲学堂にあります中野区と新宿区の行政境のところの遊水池の公園です。

それと、東京都の関係ですけれども、今の環状12号線、大江戸線という環境影響評価書の作成から事後評価まで一連の業務をさせてきまして、新宿区で通過する駅周辺の住民説明会にも、区の方と、それから東京都の方と一緒に出席しまして、今日の大江戸線を開通することができたという、そういう業務に携わってきまして、今後はもう少し、今まで審議会の先生方にいろいろと、学識経験者の方にいろいろと意見をいただいたのですが、今度は立場として逆になったのかなということで、少し意見が言えれば、それで委員会をまた進めていきたいなと、こんなふうに考えております。

○林委員 よろしいですか。

○坂本委員 どうぞ。

○林委員 私は7番目に書かれています公募区民の林直樹と申しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

昔は柏木って言ったのですけれども、大分以前に町名が変わりまして、今は北新宿というところになってはいますけれども、そこに長く小・中・高・大、大学は高田馬場なものですからあれなんですけれども、地元で長く住んでおります。

私は今、皆様のご経験豊かなお話をつくづく伺って感心したんですけれども、本当に皆さんそれぞれ一家言というか、ご意見お持ちの方のいい勉強ができそうだなと思って、選んでいただいて感謝しておる次第ですけれども、新任も新任、全くの私は今回、初めてこういうのに出席させていただくものですから、皆様のように経験があるわけでもないし、あれなものですから、一介の区民として勉強させていただきたいと思っております。

その上に立って、自分が応募した動機なのですけれども、新宿区のほうからついこの間、多くの区民の環境問題についてのアンケートの結果がありました。私もそれをふとしたことで読ませていただいたら、環境のいろいろ事業を推進するにおけるMD比較、要する

にメリットとデメリットが書かれていまして、その中でこれだけ多く、やっぱりブレーキがあるんですよというようなことがありましたので、それを踏まえて、ちょうどそのときにこの公募のあれが広報に出たものですから、応募させていただいて今日に至ったわけで、そういう次第なのですから。

それを見るとやっぱり、雑駁に環境、環境と言うだけけれども、一介の区民から見ると、1つに的を絞れなくて、何の環境なんだ、環境といってもいっぱいたくさん頭の中で出てきますのであれなんですけれども、たまたま今日、今ばつと読ませていただいたんですけれども、この第三次環境基本計画の中で見ると、やっぱり大もとは地球温暖化対策、ヒートアイランド対策の推進とか、こういうところが人類というか、問題になっていて、そこに世界の目が向いているから、当然、新宿区もそこに目が向くのだろうけれども、私たち一介の区民とすると、ましてや北新宿に住んでいる者、住んでみると、やっぱりそこまでの問題になる前に、ここのところに書かれています基本目標の第4番に、良好な生活環境づくりの推進というふうに出ていますので、この環境について自分としては具体的に、ここから問題点を増幅して行って、どういうことを勉強したらいいんだろう、あるいは自分たちがどういうふうに周りに働きかけたらいいのかなというふうに、良好な生活環境をつくるために一体何が問題があるんだろうというような観点で、見れたらいいかなと思っております。

たまたま私は内閣総理大臣だとか、消費者庁のほうからの認定の消費生活アドバイザーということを経験させていただいて、個人でもいろいろな勉強したものですから、消費者問題については勉強しておったんですけれども、そういう点で地球環境の問題についてということは、資料では読んでたんですけれども、実際、自分が住んでいるところについて具体的にどうなのかなというのは、今回が全くの初めてですので勉強させていただきたいと思っています。

特に私、今回この審議会というのは、本当に感心したのは、ここの資料1のところを見させていただきましたら「委員について」とあるんですけれども、圧倒的に区民及び事業者の方、要するにそれぞれの立場の方が10名もおられて、だから16名のうちの10名ですから、それから珍しいことに委員の中に区の職員の環境清掃部長の方も入っておられますので、これは非常に何か珍しい審議会だなと思って、私、ほかに知っているわけではないんですけれども。

というのは、なぜそんなことを言うかと言いますと、環境問題というのは、私ども北新宿

ですけれども、例えば落合の方、あるいは神楽坂に住んでおられる方、それぞれが意見を、もしまちの自分の周りの意見をお話をしたとすると、微妙に違う、一律に環境問題って語れないところがあるんじゃないかなと思うんですね。したがって、この審議会の私がすごいなと思ったのは、できるだけ多くの区民とか事業者の意見を聞こうということで、人数が圧倒的に10名という形であれされていますので、非常に声を広く、皆さんの意見を取り入れていこう、意見を聞こうという姿勢が、ここのこういうところにあらわれているのかなというふうに感心をいたしました。

いずれにしろ初心者でございますので、勉強したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○原田委員 8番目の原田由美子と申します。先ほども申しましたが、百人町三丁目に住んでおります。

それで、私は学生時代は京都だったんですね。それで、ずっと京都にいたのですが、東京の主人のもとに嫁いできて、それで結婚式も新宿で挙げて、それからずっと新宿に住んでいるんです。だから、東京っていっても、千代田区と、主人の会社が千代田区に、千代田区といっても四谷ですので、もうすぐ新宿ということで、新宿と千代田区しか知らないんですね。それで、ほかの区のことにはわかりませんが、とにかく長く、もう35年過ぎましたので、この新宿がもう大好きなんですね。

それで、今、高層のマンションに住んでいるんですが、おかげさまで私のマンション、敷地が広くって緑が多いんですね。それで大きな木もあって、新宿の保護樹木ですか、それが何十本もあって、大事に育てております。

それで、京都のお友達なんかは、私が新宿に住んでいるって言ったら、すぐ歌舞伎町を思い出して、「ええ、新宿ってそんな普通の主婦とか、そういう子供とかいるの」という感じなんですね。それで、「そんな緑もあるの」って言うから、「私のマンション、緑がいっぱいあって、大きな保護樹木も何十本もあるのよ」と言うけれども、やっぱり全国的の人から見ると、新宿に住んでいるってびっくりするんですね。住民が、千代田区もそうなんですよ。千代田区も、うちの会社の近くも赤ちゃんもいるし、住んでいるんですけれども、驚くんですね。それぐらいの皆さんの感覚なんです。

でも、住んでみると、新宿ってとても便利だし、子供が小さいとき不便なこともあったんですが、長年、住んでいると、とても便利で生活がしやすいんです。それで、中野区のお友達は、ちょっと横なのに「新宿は高い」って言うんですが、長く住んでいるから、よそ

のスーパーがどれぐらいなのかちょっとわからないんですけども、安いのもあるんです、探せば。新宿ってお店がたくさんありますから、すごく安いお店もあるんですね。食べ物屋さんも、高いものもあるんですけども、すごく安いところもあるので、主婦もそういう安いところを探して、お買い物に行くという楽しみもあるんですね。それで、住んでみると本当住みやすいので、新宿に本当に住んでほしいんです。

子供が何か育ちにくいんじゃないかって言うんですけども、かえってお年寄りとか、それから子供のほうが、学校とか、それから塾の関係とかいうのもすぐ近くにあるものですから、わざわざ遠くから来る必要もないので、私はお勧めしたいんですが、ただお家賃が、お家賃がちょっとやっぱり新宿は高いですね、よその区に比べて。それがやっぱりちょっと、でも都営住宅とかいうのも多いんですよ。だから、何かそういうのをアピールして、もっと子供とかお年寄りが新宿にふえるように、そういう環境づくり、まちづくりですか、そういうのを区がやってほしいと思っています。

それで、私は緑が、京都にもずっといたものですから、緑が大好きで、こういう、今もう何か異常気象で、だんだんもうおかしく、環境がおかしくなっているので、やはり緑をふやさなければいけないと思っているんですね。それで、やはり美しいまちづくりは、やっぱり緑が豊富なところから始まると思っているんです。だから、新宿にもっともっと緑をふやして、ただふやしただけじゃ、その後のケアですね、それがやっぱり大切だと思うんです。

歌舞伎町もきれいになったんですが、あそこにも緑が全くないので、今日もちょっと歩いて通ってみたんですけども、たばこのポイ捨てが多くなって汚くなって、せっかくきれいになったのに、とにかく下のタイルで、地面のタイルがもう汚れちゃって、それにそこにたばこのポイ捨てとかごみとかいっぱいあって、新宿ってどんどんまちが変わっていているんですね。新しいビルができるのはいいんですけども、その後のケアですね、それはちゃんとしていかないと、歌舞伎町もできたときはちょっときれいだなと思ったんですけども、今はそんな環境になっているものですから、あそこに1本、やっぱり大きな木があったほうがよかったって私は思うんですけども、その願いはかなっていませんので、とにかく今、汚くなっております。やはりだから、何か新しいビルができて、やっぱりそこに緑がふえていく、そういうまちづくりをこれから新宿もやっていただきたいと思います。

もう新宿が、私もだから死ぬまで多分新宿にいと、大好きなのでいると思うし、あとも

つとお友達も新宿に住むように、何かみんなが集まってくるまち、住みやすい、お仕事するだけじゃなく、住民が本当に幸せに豊かに暮らせる、そういうまちに新宿、これからなっていてほしいと願っておりますので、また環境審議会の委員に選んでいただいて本当にありがとうございました。

一生懸命勉強して、そういう運動をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○福井委員 引き続き、委員になりました福井です。

また、上から目線になるんですけども、今年の異常気象を見ていると、全国では何が起るかわからない気象状態なので、単に環境審議会でこういうことを言うのは何かなと思うんですけども、多分、基本計画のときにも話が出たように、防災というのも環境とのかかわりがあるって、多分今日いらっしゃっているまちづくりの都市計画の方たちも、環境との接点があるというのでいらっしゃっていると思うんですけども、その都市と新宿の環境を考える上で、そういう防災とか何かあったときの対策、さっき大島委員がおっしゃったみたいな、そういう垣根を取り払った全体的な、もっと大きな意味での環境というのも、行政の方たちには考えていただきたいなど。また上から目線で言ってしまいましたけれども、すみません、よろしく願いいたします。

○本田委員 新任の本田でございます。新宿に住みまして50年になるのですが、坂本委員よりか新しいのですが、それでも私も新宿を愛しております。それで、今回、応募して、いやまさか委員になるなんてことは思っていなかったのですが、それで、私、これは大変なことになったなど。それで、私、平成29年度、また30年度の3月までのこの審議会の議事録を全部拝見しました。それで、こういう専門的なことも勉強しなきゃならないですし、また会長であられる丸田先生、ヒートアイランドの対策として、日本でいち早く研究に着手されて、それで「風のみち」ということを称して実績を示されて、みどりの学術賞という、こういうすばらしい賞を受賞されております。丸田先生に、評価というか、敬意を表したいと思っております。

また、各審議会の各委員の先生方、やはり新宿の環境問題の解決のために、さまざまな意見を、またアイデアを出されて、新宿のこの緑豊かなまちづくりに貢献されています。それで、新宿のこの環境先進都市という、そういったようなことをアピールされていて、それで新宿力というそういう強いメッセージを発信されております。この審議会に対しても、敬意を表したいと思っております。

また、行政側としまして、私、さまざま勉強させていただきましたけれども、新宿の環境

清掃部の方々も、環境問題の解決のためにさまざまな角度から取り組んでおられます。その中でも、15年前から地球温暖化の環境問題の解決のために新宿区が、区内小・中学校等まで連帯されまして、それで出前授業というか、未来の子供たちに環境教育を施されているという、こういうすばらしいNPOの団体があるのですね。これが新宿の環境応援団という、そういうプロジェクトチームを長年支援されているのですね。そのことに対しても、私は新宿区を高く評価しております。

そういう意味からも、私もこれからの専門的なことは全然わからないのですけれども、先日、24日、今月の24日に、日本経済新聞社が取材されました。水素社会の実現に向けてという、こういうセミナーが開催されたのですね。そこにちょっと参加をしまして、それで、そこでの中で東京都知事の池田都知事が、やはり登壇されて、東京都の水素社会、水素エネルギーの普及に全力を挙げますというふうな、そういうコメントをされていますね。

それで、私もこれから、勝田委員も、そのことに関して先ほどちょっと触れましたけれども、私、新宿としてどのように対応されていくのか、今後そういったようなこともちょっと皆様にご指導を賜りながら、勉強させていただきたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○野田委員 改めまして、環境清掃部長の野田でございます。委員の皆様には、これから2年間、この審議会において新宿の環境分野に係るさまざまな課題についてご意見をいただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○会長 どうも皆様、ありがとうございました。

それでは、事務局のご紹介もお願いいたします。

○環境対策課長 環境対策課長、組澤です。

それでは、事務局の職員を紹介します。

環境計画係長、田中になります。

○事務局 田中です。よろしく申し上げます。

○環境対策課長 環境対策主査、岸田です。

○事務局 岸田です。よろしく申し上げます。

○環境対策課長 公害対策係長、浅川です。

○事務局 浅川です。よろしくお願いいたします。

○環境対策課長 審議会担当の野田主任です。

○事務局 野田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境対策課長 渋谷主事です。

○事務局 よろしくお祈いします。

○環境対策課長 以上になります。2年間、よろしくお願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。

事務局の方々にも、いろいろ種々雑多お世話になりますので、よろしくお願いいたします。

◎環境審議会について

○会長 では、本日の議事に入らせていただきます。

次第の3の1、環境審議会について、事務局からご説明をお願いいたします。

○環境対策課長 それでは、本日は第1回となりますので、環境審議会について簡単にご説明をさせていただきます。

資料の1をごらんください。

こちらに環境審議会についてのご説明を記載しています。

1番、設置根拠なのですが、新宿区環境基本条例に基づいて設置しています。第21条が設置として、区長の附属機関として新宿区環境審議会を置くとしています。

第22条に組織を規定しておりまして、審議会の委員は16名以内となっております、現在16名となっております。委員は、環境保全についての学識経験を有する者、区民、事業者及び区職員のうちから、区長が委嘱し、または任命するとしています。委員の任期は、2年間として、再任を妨げないとしています。

(2)の規則の部分なのですが、会長、副会長は委員の互選としています。

会議は半数以上の出席で成立し、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するとしております。

2、委員について、構成は学識経験者5名、区民・事業者10名、区職員（環境清掃部長）1名としております。

委嘱期間については、2年間としています。

開催回数については、3回程度なのですが、前年度は環境基本計画策定などで、それ以上、開催しております。

調査審議事項としては、環境基本計画に関すること、環境保全に関する基本的事項。
開催結果につきましては、資料及び議事録とも区のホームページで公開しております。
以上になります。

○会長 ありがとうございます。

◎第三次環境基本計画について

○会長 続きまして、次第の3の2、第三次環境基本計画について、事務局からご説明をお願いします。

○環境対策課長 それでは、本日が第1回ということなので、区の環境に関する基本計画である第三次環境基本計画の概要についてご説明をさせていただきます。

お手元に第三次環境基本計画、本編及び概要版がございますが、本日は概要版でご説明いたします。

先ほどお持ちにならなかった方にもお配りしたと思いますが、そちらのほうをごらんください。

第三次環境基本計画について、それでは説明いたします。

まず、計画のほうをお開きいただいて、1ページをごらんください。

計画の位置付け・計画期間の部分です。

環境基本条例に基づく環境保全に関する施策を総合的に進める計画であるとともに、新宿区基本構想及び総合計画に基づく環境分野の個別計画との位置づけになっております。また、みどりの基本計画や一般廃棄物処理基本計画と連携しています。

地球温暖化対策については、新宿区は平成23年に新宿区地球温暖化対策指針というのを策定しているのですが、それと25年に策定した新宿区第二次環境基本計画によって推進してきました。その後、国が平成27年にパリで開催された地球温暖化対策推進に関する国際会議であるCOP21という、ちょっと難しいのですが、採択されたパリ協定や、その前の年に国連に提出した約束草案というのがあるが、それを踏まえて新しく地球温暖化対策計画というのを策定しました。それで、ここで国はCO₂の削減目標とかを見直しました。

それで、区もそれに合わせて温暖化対策指針を見直しました。それは10期の委員等で、審議会のほうで検討してきたのですが、見直しに合わせて温暖化対策の強化と一本化を図るということで、今回、地球温暖化対策指針と環境基本計画を統合して、平成30年度からの第三次環境基本計画というのを策定しています。

また、概要版には記載されていないのですが、本計画の策定と環境審議会のかかわりについても簡単に説明します。

平成28年7月の第11期、第1回新宿区環境審議会で、区長より環境基本計画の内容について、環境審議会に諮問しました。その後、約1年半の間に計8回のこの審議会を開き、委員の皆様大変熱心に検討をしていただき、審議会から29年、去年ですね、12月に計画案を区長に答申しました。さらに、この間に区民や事業者へのアンケートとか、あとは素案のパブリックコメントですね。地域説明会を実施し、区民からの意見の聴取にも努めてきました。

答申していただいた案に基づき、新宿区環境基本計画本部会議、これは庁内の会議なのですが、区長を会長とした環境基本計画本部会議で検討するとともに、パブリックコメントや説明会の意見を参考にして、本年の2月にこの計画は策定しました。計画の期間については、平成30年から39年の10年間になります。

次に、その下、各主体の役割なのですが、各主体の役割については、区民、事業者、区の役割を記載しています。区民は、一人一人が環境への意識を持って、それぞれの立場に応じてできることに取り組むということです。事業者は、事業活動は環境に与える影響が非常に大きいということを自覚して事業活動を見直し、環境に配慮したものへと転換を図っていく。区は各主体の参加・協働のもと、環境施策推進と事業者として、区も一事業者としての役割を果たすことが求められているとしています。

次に、計画の進行管理なのですが、計画の進行管理については、新宿区環境基本計画推進本部会議が中心となって、PDCAサイクルに基づく進行管理を行うとともに、毎年、「新宿区環境白書」を作成し、公表することで実効性を担保しております。

次に、2ページをごらんください。

計画の基本体系になります。

計画の基本体系なのですが、これはまず目指すべき環境都市像を、第二次環境基本計画を引き継いで、地域資源を生かし、区民・事業者・区が一体となつてつくる持続可能な環境都市・新宿としています。その実現に向けて、5つの基本目標と11の個別目標を設定します。こちらのほうに、1の地球温暖化対策から、5の多様な主体の連携による環境活動と環境学習の推進まで、5つの基本目標と11の個別目標になります。

次に、5つの基本目標とそれぞれの個別目標についての説明をいたします。

3ページをお開きください。

こちらが基本目標1の地球温暖化対策・ヒートアイランド対策になります。

基本目標1は、本編には詳しく説明があるので後ほどごらんいただきたいんですが、新宿区地球温暖化対策指針を統合して、地球温暖化対策の推進に関する法律、これいわゆる温対法と言っているのですが、その第4条に定める地方公共団体の責務である温室効果ガスの排出抑制を推進するために、同法に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を兼ねるものとしています。

ちょっと難しいので、わかりにくいのですが、こちら辺については本編のほうに結構詳しく説明してありますので、お読みください。

また、引き続きの委員の方は、こちら辺はよくご存じだと思いますが、この目標では温室効果ガスの削減のための仕組みづくりや、低炭素な暮らしに向けた取り組みなどにより、地球温暖化対策を推進するとともに、ヒートアイランド対策や環境都市づくりを進めていきます。

主な指標は、温室効果ガスである二酸化炭素の排出量を平成25年度比で、平成42年には24%削減することを目標とします。これは先ほどの国の目標に合わせた目標になっています。

もう一つの指標なのですが、これは「新宿の森」で、カーボン・オフセット事業によるCO₂の吸収量になります。区が区内の一事業者として実施すれば、区民や事業者への普及啓発事業としての側面としても実施しており、その削減量を指標としています。

次に、個別目標なのですが、個別目標の1-1ですね、再生可能エネルギーの活用とエネルギー利用の効率化の推進については、住宅や事業所など建築物のエネルギー効率の向上や、高効率な設備の導入により、再生可能エネルギーの活用とエネルギー利用の効率化を推進していきます。また、区は省エネ機器の導入支援を行っていますということで、下のほうに個別の取り組みが載っています。

個別目標1-2は、家庭及び職場での省エネルギーや取り組みを支援し、環境に配慮したライフスタイルへの転換を推進するとしています。家庭や職場での省エネルギー行動を促すとともに、省エネに関する情報提供や、未利用エネルギーの活用により、CO₂をできる限り排出しないライフスタイルの転換を目指すとともに、区を事業者としてカーボン・オフセット事業を実施していきます。

個別目標1-3、ヒートアイランド対策の推進になります。これは緑化の推進や、人工排熱の削減などにより、ヒートアイランド現象が起こりにくいまちを目指します。また、

「緩和策」と「適応策」を組み合わせ、取り組みを推進していきます。

それで、この個別の取り組みのところは、区民、事業者、区と分かれて書いているのですが、概要版では個別目標1、2、3のものはまぜて書いてあるんですが、本編では分けて書いてあります。また、この黄色い電球マークについては、これは区民、事業者、区が協働、連携して進めるべき取り組みになります。

次に、4ページをごらんください。

基本目標2、豊かなみどりの保全と創出になります。

目標達成のために、水辺やみどり、生物多様性への配慮など、自然との触れ合いの場の創出や、緑化によるみどりの保全の創出を推進するとしています。

主な指標については、公園の面積と神田川親水テラスの年間利用者数の目標を設定しています。

個別目標2-1は、まちなかのみどりの保全と創出になります。「みどりのカーテン」や屋上緑化などにより、住宅や事業者の事業所の緑化や公園、街路樹の保全、充実、大規模開発におけるみどりの創出や拡充に努めるとしています。

個別目標2-2は、水やみどりに親しめる環境づくりになります。水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として保全・再生・整備を図ります。また、生物多様性の保全にも配慮します。

これも個別の目標、取り組みとして下のほうに、区民、事業者、区として書いております。

次に、5ページをごらんください。

こちらは基本目標3、資源循環型社会の構築になります。

ごみの適正な分別の徹底や3Rの推進、廃棄物の適正処理、不法投棄対策などによる資源循環型社会を構築していくとしております。そのために、新宿区一般廃棄物処理基本計画ですね、これも今年になって新たな計画を策定しました。こちらで、ごみ減量目標等を設定するとともに、具体的な取り組みを記載しています。

主な指標につきましては、これは一般廃棄物処理基本計画と同じ区民1人1日当たりの区収集ごみ量を、平成28年度から96グラム減らして484グラムとすることを目標としています。また、資源全体に占める不燃ごみから回収した資源量についても、0.7%から0.6%とすることを目標としています。目標として、分別の徹底により不燃ごみに混入する資源の量を減らしていきます。

次に、個別目標3-1、ごみ減量とリサイクルの推進については、食料品ロスの削減、レ

ジ袋の削減など、ごみ発生抑制をはじめとした3R活動を充実して、資源循環型社会の構築に向けた取り組みを着実に進めていくとしています。

個別目標3-2の適正なごみ処理の推進は、適正なごみの出し方の徹底や、事業系ごみの資源化の推進、不法投棄対策など、適正なごみ処理を行う社会を目指しています。

個別の取り組みについては、また下のほうに記載してあります。

次に、6ページをごらんください。

基本目標4、良好な生活環境づくりの推進です。

広域的な公害や都市型公害対策などにより、区民が安全安心に暮らしていける身近な生活環境を守っていくとしています。

主な指標は、駅周辺や生活道路での路上喫煙率、またもう一つは環境基準の100%達成を指標としています。

個別取り組みについては、下のほうに記載しています。

個別目標の4-1につきましては、きれいなまちづくりの推進になります。路上喫煙対策、まち美化やポイ捨て防止などにより、環境美化や良好な環境づくりにより、まちの快適性を保ちます。

次の個別目標4-2、都市型公害対策の推進については、大気汚染など広域的公害の改善を図るとともに、騒音や悪臭など近隣公害に対する指導に努めます。また、事業者へ有害化学物質の適正管理を促していきます。

7ページをごらんください。

基本目標5、多様な主体の連携による環境活動と環境学習の推進になります。情報発信や学校等での展開、イベントなどを通じた交流により、環境の活動のネットワーク化を図り、環境活動を促進するとしています。また、全ての世代に対する環境学習を推進していきます。

主な指標は、CO₂削減、エコライフ推進員の登録数及び環境問題、環境教育の理解度、関心、これは区政モニターアンケートの調査の結果を指標としています。

個別目標5-1は、主体的な環境活動とネットワーク化になります。ネットワーク化により、環境活動のさらなる広がりや活性化を図るために、環境団体やリーダーの育成、事業者による出前講座の協力を促します。

次の個別目標5-2、環境学習の推進につきましては、環境活動への参加の促進や環境意識の啓発を図るため、環境教育を推進していきます。そのために、次世代を担う子供の環

境教育の充実とともに、幅広い世代に環境教育の機会を提供していきます。

以上が第三次環境基本計画概要版による説明ですが、本編はさらに詳細な説明に加え、新宿区の環境に関する16のコラムを掲載し、取り組みの事例の紹介や関連する用語の解説なども行っています。

また、本編に付属する資料編では、環境基本計画との計画の関連表、アンケート結果、用語集など新宿区の環境政策について理解を深めるために役立つ資料を掲載するなど、よりわかりやすいものに仕上がっています。

新たな委員になりました皆様には、ぜひご活用いただきたいと思います。また、本編、概要版とも区のホームページでもごらんいただけますので、こちらもご活用ください。

以上が新宿区第三次環境基本計画概要版の説明になります。

○会長 どうもありがとうございました。

前委員の方々が、かなりの時間等も割いて、また事務局のほうもかなりご熱心に整理していただいて、ここに達したというようなことになっています。また、細かいというか、ご質問等ございましたら後ほど、内容たくさんですから、また別途、お尋ねするほうがよろしいと思います。

○環境対策課長 前委員については、策定していただいたので、内容については熟知していると思います。また、今日はちょっとお時間の関係で、これの質疑というのはなかなか難しいと思うのですが、新しく委員に加わった皆様に対しては、区民委員の方に対しては、なかなか今日私が早口で説明して、内容も盛りだくさんで非常にわかりにくい部分もあったと思いますので、この会議の開催後にお申し出いただければ、別途、日程をとりまして、担当からこの環境基本計画等の内容について、詳しく事務室のほうで説明させていただきますので、ぜひお申し出いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○会長 よろしく願いいたします。

◎西新宿三丁目西地区整備計画（案）の概要について

○会長 では、時間の関係もご置きますし、次に進めさせていただきます。

次第の（3）西新宿三丁目西地区整備計画（案）の概要についてということで、資料の2でご説明します。

○環境対策課長 続いて、資料2のご説明をさせていただきます。

A3の見開きの資料になります。

西新宿三丁目西地区で、東京都の環境影響評価制度に該当する事業がございます。

環境評価制度は、大規模な開発事業などがある場合、事前に環境に与える影響を予測、評価して、環境への影響をできるだけ少なくするために、東京都が設けている制度になります。

本事業は、環境影響評価制度により、8月中旬に評価書案の公開と都民意見の募集、9月下旬に地域説明会の開催というスケジュールになっております。環境審議会では、環境評価制度の対象になる事案がある場合は、委員の皆様のご意見を参考にお聞きしております。

本日は、評価書案の公開前になりますので、事業の概要については、まだ評価書案をお見せすることはできませんが、所管の都市計画部防災都市づくり課、金子課長のほうからご説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○防災都市づくり課長 会長、よろしく願いします。

すみません、都市計画部防災都市づくり課長の金子と申します。

西新宿三丁目西地区の整備概要についてご説明をさせていただきます。座らせて、説明をいたしたいと思います。

資料のほうは、資料2になります。

まず、このA3のとじてある資料の一番後ろのページ、ごらんいただけますでしょうか。

こちらのページの左側のところに、地区の全体像が表示されてございます。

西新宿三丁目西地区というのは、新宿駅と初台駅の間にございまして、山手通りから東側、十二社通りの西側の部分、北側には水道道路と言われている道路、南側には甲州街道、この街区の中のあたりに太枠で書かれている、ちょっと不整形な形でございますが、この地区における再開発事業の件につきまして、本日はご説明させていただきたいと思います。

それでは、資料の1枚目のほうにお戻りください。

概要についてご説明いたします。

まず、西新宿三丁目西地区のこれまでの経緯ですが、記載のとおりでございます。平成3年からまちづくりの動きがございまして、本年やっこの再開発事業というところの都市計画の案というところまでが固まってきたところでございます。

再開発等の目標、多様な都市機能が集積する、魅力ある複合市街地の形成と。

再開発等の主な整備項目です。

①都市基盤の整備による地域の利便性の向上と災害に強いまちづくりというところで、防災性の向上を図る「地区内の細街路の解消」であるとか、「電線類の地中化」「広場の整備」「防災機能の導入」。

また、2つ目といたしまして、地区周辺の円滑な交通処理及び交通環境の改善を図るところで、「補助線街路第61号線の拡幅」というのは、北側にある水道道路の拡幅です。車線をふやすのではなく、車線の数は同じですけれども、歩道の幅、それから車道の幅を広げて、緑多くゆとりある安全な道路空間を確保しようというところで、道路、北側の補助61号線（水道道路）の拡幅がございます。また、地区内においては「区画道路の整備」ということで、この地区は現在、細街路、幅員が4メートル未満の歩車の分離のない狭い道路が多くあるところを、街区の中に幅員10メートル、12メートル、8メートルの歩道つきの歩車分離された街路樹つきの歩道区画道路を整備すると。

あわせまして、歩行者の安全性、快適性及び回遊性の向上を図るところで、「歩行者通路（デッキ）の整備」というところがまずございます。これは初台からオペラシティを抜けて、山手通りを越えて、NTTの横までずっとデッキ上で歩行者空間がございますが、これで接続する形で、この街区の中を東西に抜けていくような形になります。図でいいますと、この矢印の点線のところで結ばれている位置にデッキが通ってきまして、十二社のところまで届いてくると。

なお、十二社を越えてオペラシティのあたりについては、新宿駅のネットワーク、歩行者ネットワークの中で一部分はできてございますので、今後、将来的には十二社も越えてつながっていくような形のネットワーク構成ができるというところでございます。

それから、「歩道状空地の整備」、こちらにつきましては、先ほどの周囲の区画道路の歩道つきの道路を整備するところに沿って、敷地内に歩道状の空地を設けまして、さらに広い歩行者空間、緑地空間を確保するというところでございます。

②地域の賑わい・交流を育成するまちづくり。

こちらにつきましては、周辺の居住機能を支えるとともに誰もが利用できる広域的な「商業機能の導入」。地域のにぎわい・交流を育成する「広場の整備」や「交流機能の導入」、こういったことを整備方針といたしてございます。

計画概要でございます。右側のページを、上の段をごらんいただきたいと思います。

緑で大きく塗られている右上のコーナー部分、これは大きな広場。それから、北側のところにちょっと白抜きで破線があるところ、広場なのですが屋根つきの広場という形になり

ます。この街区の中に、A-1街区北棟と書いてあるものが、地上65階の高さ235メートルの高層の建物でございます。また、A-1街区南棟というのも、こちらも同じ規模の65階建ての235メートルの高層の建物になります。間の赤い部分は低層部分となりまして、この部分については商業施設等々が入る形で、デッキ、歩行者デッキ等々のにぎわい創出、そういった機能を入れていく予定となっております。

A-2街区、この街区の右上、隅の部分、新宿中央通りとの接点と申しますか、交差点の付近の部分ですが、こちらには地上10階程度の建物。それから、A-3街区、先ほどの歩行者デッキ等が十二社通りにぶつかる部分のところでございますが、ここについても地上9階程度の中高層の建物を予定しています。

住戸数につきましては、表の中の下から2段目の欄のところに記載のとおりでございます。

予定工期といたしましては、平成33年度から着工いたしまして、平成40年度の竣工の予定で動いているところでございます。

1枚、ページをめくっていただけますでしょうか。

おおむねの概要、イメージパース、こちらのほうをご紹介したいと思います。

右上のキープランと一緒に、パースのほうをごらんいただければと思います。

①というのが、補助61号線、いわゆる水道道路の北東の角から見た街区を望むイメージでございます。2棟の高層棟があつて、下の部分に低層棟の部分、商業施設等々があり、ビルとビルの間のところには、薄ぼんやりですけれども、デッキ等がございます。デッキがあつて、階段をおりるようなイメージ図になってございます。手前の部分が、現在、植栽をとっていますけれども、この部分は広場、右奥のほうに屋根つきの広場が見えるかと思えます。

②の部分、十二社通りからA-2街区、これは交差点の部分のイメージでございまして、角のところのガラス張りの部分が中高層の建物と。十二社の高さと合わせる形で、建物の規模を想定しています。

それから、④補助61号線から広場1号、先ほど角のコーナーの広場といったところがございますが、水道道路側から見ている、角筈の出張所あたりから見ている、そんなイメージの広場の様子でございます。

そして、⑤計画地西側の広場2号、これも歩行者デッキの部分につくられます広場と商業施設のイメージを紹介してございます。

では、もう1枚、めくっていただけますでしょうか。

こちらにつきましては、環境影響にかかわる項目をまとめてございます。

上の段、日影の状況です。冬至における平均地盤面、4.0メートルで設定をして、時刻別日影図、それから右側に等時間日影図という形になっています。こちらについては高層棟、複合棟になります。複合日影という形で、2棟の建物、高層建物による日影ということで8時から16時まで、青い日影の図、8時と書いてあるのが8時のときの一番長い日影、それが徐々に9時、10時、11時、12時と短くなっていき、最後に16時でまた伸びていくような日影の状況でございます。

やはり高い建物でございますので、日影の長さという点では、中野区や新宿東口まで届くような影でございますが、これを時間ごと、等時間、例えば1日のうちの4時間、日影を与えるところ、2.5時間、日影を与えるところというところで記載をしましたのが、右側の部分でございます。確かに日影は長いのでございますが、1日のうちの2.5時間、日影があるところというのがだいたい色の部分、だいたい色の線で書かれているところ。4時間以上、日影というのが、この緑の線で囲まれたところの内側の部分という形になります。この2.5時間の日影というのが、大体どのあたりに落ちてくるかということ、北側の道路の商業施設なり、水道道路の商業地域、十二社通りの商業地域等々に落ちるような状況となっております。

左下、環境影響の②として電波障害です。電波障害の遮蔽の予想範囲ということが記載をされています。こちらについては、電波障害、実際、出た場合に、ケーブル等で対応するということは、事業者のほうから聞いてございます。

最後に、環境影響の③風影響、風洞実験によるものでございますが、風評価の基準値は、村上周三さんの提案による一般的な、よく使われている評価基準を用いてございますが、建設前の段階ではランク1と、部分的にランク3が、ランク3、いわゆる事務所街よりも多く、風環境として好ましくないというような状況の部分が十二社通りに存在してございましたが、本建築物を建てた上で防風対策をしていくことによって、その赤く塗られている部分は減っていくと。結果といたしましては、この地区内は住宅地の商店街とか住宅街、公園、そういったランクの、あと事務所街のランクの中におさまるとというのが評価基準、風洞実験による結果でございます。

最後のページを開いていただきますと、緑化の計画とエネルギー負荷の低減というところの記載がございます。

緑化計画につきましては、敷地の計画地の外周部に植栽を配置して歩道状空地を確保し、

周辺地域との調和に配慮し、計画地周辺の新宿中央公園や代々木緑道等と連携した緑のネットワークの形成を図ること。

植栽樹種については、地域に生育する種を参考に選定をすることと、防風対策を見込んだ配置計画を行うと、そのような考えで進めていく予定となっております。

最後に、環境負荷の低減（省エネルギー化）についてです。

記載の項目、主な項目、業務、商業の用途の部分については、基本的に全てを実施していく考えでございます。共同住宅につきましては、断熱、人感センサー等々、照明器具と冷房機器の高効率化のものを採用することによって、省エネルギー化を図っていきたく、そのような計画になっています。

計画内容については以上、説明については以上でございます。

○環境対策課長 ありがとうございます。

詳細な計画書案については、8月中旬の公開になり、ホームページや環境対策課の窓口、近隣の角筈及び柏木特別出張所で閲覧ができます。

環境審議会の委員の皆様には、8月の半ばごろ、評価書案の概要版を郵送させていただく予定としております。その際に、地域説明会等の日程についてもお知らせいたします。時間がない中、お手数ではございますが、本件についての何か意見等がある場合は、8月31日までに、意見用紙をお配りしていますので、こちらのほうにご意見を記入いただき、事務局までお知らせください。区長意見の作成の際の参考とさせていただきます。

この件に関する説明は以上になります。

○会長 わかりました。

今、課長からご説明ありましたように、記入用紙まで配られていますし、何かございましたらよろしくお願ひしたいというふうに思います。

では、これについて、何か今のことについて、何か総括してご質問ございますか。ご意見も書いてもらうことに。

はい、どうぞ。

○坂本委員 今、整備計画の話、課長から聞いたんですけれども、これ事業主体はどこなんですか、事業者といますか。事業者が誰で、それから先ほどの公開空地がどういう扱いになるのか。その辺のわかる範囲だけちょっと教えていただければ。これはまた質問状のほうで意見を出させてもらいます。

○会長 どうぞ。

○防災都市づくり課長 こちらの再開発の事業主体は、現在、組合施行を予定しています。地元の組合施行。

それと、公開空地の扱いというのは、一般的に誰でも通れるかどうかというお話でしょうか。

○坂本委員 ちょっと違うんですけども、公開空地の使われ方。基本的には、だからこの整備計画の中で、880の容積率をもらうわけですよね。そのもらうためのボーナスをもらったときに、事業者とすれば公開空地をやっぱり何らかの形で出さないとまずいわけですね。そうじゃないと65階が建たないですから。そこの利用の仕方というのが、今、都市計画上どうなっているかというのは、ちょっと私も全然詳しくないので、そこだけちょっと教えていただければということの質問です。

まあ、今日はちょっと時間がないので結構でございます。

○防災都市づくり課長 利用の仕方、基本的には公共的に活用できるということで、一般の公開というか、自由に使える形なのですけれども、ただデッキの部分とかは安全面等々もあるので、これについては利用時間の制限はあるかもしれないです。そこの細かいところはまだ協議はしてございませんが、基本的に一般利用という形になります。

○会長 ほかにございますか。

では、また何かございましたら、今日せっかくご説明、願ったし、いろいろコミュニケーションのパイプはできているわけですから、何か事務局のほうに言っていただけたら。

どうぞ。

○林委員 今、質問もありましたけれども、これご説明いただいて、本整備計画について、本審議会で、要するに何を、何のためにこれ説明を受けたのか。要するに、新宿区、あるいはこの審議会、どのように我々としては、何を求められているのかがよくわからないのですけれども、何のためのこれは説明をいただいたんでしょうかね。目的がちょっとわからないのですけれども。

○会長 これ、やっぱり事務局は。

○環境対策課長 これは今日ご説明させていただくには、これ環境評価について、区長意見というのを9月ぐらいに出すんですね。そのため、それを区の区役所内で会議を開いて区長意見というのを東京都に提出するんですね。その際、環境審議会の皆さんにもこの案件をご説明して、環境に対する何か意見等がございましたらおっしゃっていただいて、その意見も参考にして区長意見をつくるという、そのために今日ご説明させていただいていま

す。

○会長 どうぞ。

○林委員 そうすると、方法論の話、何のためのあれかという、幾つも会議に目的があると思うのですが、ご質問のあれは、この点とこの点とこの点についてというふうに、具体的に何か提示されるわけですか。環境ということ、私、初めてでよくわからないんですけども。

○環境対策課長 例えば環境評価項目ということで、これを建てる時における騒音とか振動とか、そういうものに対する影響とか、ここに書かれている電波障害とか緑化計画ですね。そういう環境に関する風環境、景観、その他、環境全般についてご意見が、余り細かいことというのはなかなか難しいんですけども。

○林委員 はい、わかりました。

○会長 それで、何か特に環境審議会で検討しろというなら、別途、何か出てくるんじゃないですか。話がちょっと、ここら辺で、もう無理という話になってくれば。今のところは情報提供という感じですか。

○環境対策課長 この件に関しては、区のほうで評価書に対する意見を出すんですが、それを出す際の皆さんのご意見等がありましたら参考にさせていただくということで、あればというところで。あとまた東京都等でも、直接ご意見を言う場があるので、そちらのほうにご意見を言うていただくこともできる仕組みになっているんですね。そういうことも含めて、この制度について、後ほどまた8月に評価書案をお送りしますので、そこで東京都でこういう意見を聞く場とか、そういうところ、また説明会とかもあるので、そちらのほうでご意見も言えるので、そういうことも含めてご案内させていただいているということになります。

○会長 よろしゅうございますか、今日のところは。

どうもありがとうございました。

では、西新宿三丁目西地区整備計画案の概要ということは、この辺で終わらせていただきます。

どうも担当者の方、ありがとうございました。

○防災都市づくり課長 ありがとうございました。

◎その他

○**会長** では、4のその他ということで、事務局のほうから何かございましたらお願いしたいと思えます。

○**事務局** 事務局から次回についてお話しさせていただきます。

今年度の環境審議会につきましては、本日を含めまして3回程度の開催を予定しております。第2回につきましては、11月の下旬の開催を予定しておりますが、そのほかに臨時の議題が発生した場合は、臨時で審議会を開催させていただく場合もございますので、その際はご協力のほどよろしくお願いいたします。

第2回の開催通知につきましては、開催の1カ月ほど前に送らせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○**会長** では、次第の4のその他ということをあわせて、委員の皆さんから何かご質問とかご意見ございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

では、事務局のほう、よろしくお願いいたします。

○**事務局** では、事務局のほうから、3点ほど連絡事項がございます。

まず1点目ですが、環境審議会委員の名簿と議事録の公開についてです。

本日お渡しいたしました委員名簿につきましては、区の公式ホームページで公開いたしますので、ご了承のほう、よろしくお願いいたします。

また、議事録につきましては、事務局で文言を整理し、会長に確認した上で、本日、審議会で使用した資料とあわせて公開いたします。特に配慮が必要な場合がございますが、事前にご連絡いただければと思えます。

そして、2点目ですが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会広報PRバッジについてです。

新規委員の皆様、今、お配りさせていただきますので、バッジをつけて大会のPRをしていただきたいと思います。ご協力、よろしくお願いいたします。

最後、3点目ですが、環境審議会委員の就任に際してのお手続についてです。事務局の野田からご案内を申し上げます。

○**事務局** まず、報酬の支払いについてです。

先日、皆様に支払金口座振替依頼書をお送りいたしました。審議会終了後に回収させていただきます。

続いて、マイナンバーについてご説明させていただきます。

委員報酬の支払いのため、マイナンバーをお知らせいただく必要がございます。既に環境対策課にマイナンバーをお知らせいただいている方には、ご提出していただく必要はございません。今回、マイナンバーの提供のお願いをさせていただき委員の方へ、個人番号届をお送りしております。後ほど身分証明書で記載事項の確認をさせていただきます。お手数ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 何かご質問ございますか。

では、よろしいですか、事務局も。

◎閉会

○会長 では、長時間にわたりまして、いろいろご審議ありがとうございました。

本日の審議会はこれで終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

午前11時52分閉会